

『動力プレス機械特定自主検査マニュアル』

正 誤 表

『動力プレス機械特定自主検査マニュアル』（第6版）に下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

中央労働災害防止協会

テキスト 掲載頁・行	誤	正
386 頁 2 行	申込書名	申込者名
418 頁 16 行	第 80 条の下に 第 85 条を加える	<p>(計画の届出をすべき機械等)</p> <p>第 85 条 法第 88 条第 1 項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄〔編注：左欄〕に掲げる機械等とする。ただし、別表第 7 の上欄〔編注：左欄〕に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>1 機械集材装置，運材索道（架線，搬器，支柱及びこれらに附属する物により構成され，原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。），架設通路及び足場以外の機械等（法第 37 条第 1 項の特定機械等及び令第 6 条第 14 号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で，6 月未満の期間で廃止するもの</p> <p>2 機械集材装置，運材索道，架設通路又は足場で，組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの</p>
418 頁 25 行	別表第 7（第 86 条，第 88 条関係）（抄）	別表第 7（第 85 条，第 86 条関係）（抄）

2018. 12. 出版課